

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：13201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730650

研究課題名(和文) 障害者用駐車スペース利用をめぐる市民の行動の適正化を促す啓発のあり方

研究課題名(英文) Effects on education of the parking space reserved for person with disabilities

## 研究代表者

西館 有沙(Nishidate, Arisa)

富山大学・人間発達科学部・准教授

研究者番号：20447650

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、多発している障害者用駐車スペースの不正利用を効果的に抑制するための啓発の方法や内容について明らかにすることを目的とした。まず、区画内に啓発看板を設置する方法、建物内に啓発ポスターを掲示する方法の効果を検証した。啓発看板については、ある程度の抑制効果があったが、ポスターに関しては看板ほどの効果が認められなかった。国内で、駐車許可証制度を導入していない県のうち、埼玉県と千葉県は啓発に力を入れていたものの、いずれもポスターやチラシの配布が行われていた。看板もポスターもその存在に気づかない者がいる点が課題となる。今後は学校教育や生涯教育の場で教育を行うことを併せて検討すべきである。

研究成果の概要(英文)：In Japan, there are many cases where people who have no trouble walking that use this space illegally (Nishidate, 2011). In this research, we focused on the education method for citizens with signs set up in the back of the parking space or posters set up in the supermarket. Signs and posters are for people with disabilities that say why this parking space for people with disabilities are wider. I researched whether the usage situation for the parking space for people with disabilities would change before and after the sign or poster was set up. The research location was an area where there is no regulation for the parking permit system involving the parking space for people with disabilities. After the signs were up, illegally parked cars were decreased less than half before the signs were up. On the other hand, after the posters were up, illegally parked cars were not decreased.

研究分野：障害社会学

キーワード：障害者用駐車スペース 不正利用 啓発 看板 ポスター

### 1. 研究開始当初の背景

我が国では障害者用駐車スペースを使う必要のない者による駐車(以下、不正利用)が多発している。車いす使用者らは、障害者用駐車スペースのように幅広い区画でなければ乗降ができないため、この区画を適正に利用できるかどうか彼らの円滑な移動の実現に大きく影響している。しかし、市民の多くは現状や障害者のニーズを知らない。

最近では、県条例などで駐車許可証(パーキング・パーミット)制度を設け、障害者用駐車スペースの利用対象者に許可証を交付し、不正利用との区別が明確につくようにしている自治体が増えている(相浦・清田, 2008; 清田・林田・前田, 2011)。また、大型の商業施設などでは、障害者用駐車スペースの区画前にリモコンやカードで開閉するゲート等を設置し、不正利用を物理的に防ぐ措置をとっているところがある(西館, 2011)。

しかし、障害者用駐車スペースの必要性を理解していない市民がいるなかでは、車いす使用者らが快適に駐車場を利用できる環境は実現しない。不正利用の問題を根本的に解決するためには、この区画がなぜ設置されているのか、どのように使うべきであるかについて、市民が適切な認識を身につけることが必要である。

### 2. 研究の目的

本研究では、効果的な啓発手法や内容を明らかにすることを目的とし、国内外の啓発の実施状況を調べるとともに、駐車区画内に看板を設置する方法、建物内にポスターを掲示する方法それぞれの啓発効果を調べた。加えて、障害者用駐車スペースに関する教育を行うための基礎資料を得るため、市民が障害者用駐車スペースの設置理由や利用方法についてどのような認識をもっているのかを明らかにしておく必要がある。これまでに、ドライバーを対象にした調査は行われていることから、本研究では小学生や中学生を対象とした調査を行った。また、大学生を対象に教育を行った場合の認識の変化を調べた。

### 3. 研究の方法

#### (1) 啓発の実施状況に関する調査

2012年9月に、オランダ、デンマーク、ベルギー、イタリア、トルコ、ポーランド、ワシントン DC において、障害者用駐車スペースの利用状況や啓発の有無に関する実地調査を行った。また、ワシントン DC 在住の日本人8名を対象にヒアリング調査を行った。

2014年から2015年にかけて、国内の各自治体における啓発活動の実施状況を調べ、ポスター等の作成を行っていた県の担当者へのヒアリング調査を行った。

#### (2) 看板やポスターによる啓発の効果検証

2013年8月の平日に、4カ所のスーパーマーケットの駐車場(A, B, C, D)において2日ずつ、1日8時間(店舗が開いている10:00-18:00)の定点観察調査を行った。8月末に2カ所の駐車場(A, B)には啓発看板

を障害者用駐車スペースの区画後方に、他の2カ所(C, D)には建物内に啓発ポスターを設置し、そこから約1週間後(9月)の平日に、各駐車場において2日ずつ、定点観察調査を実施した。さらに、看板を設置した1カ所の駐車場においては、効果の持続性を確認するため、約2ヵ月後(11月)に定点観察調査を行った。

看板やポスターには、障害者用駐車スペースの適正利用を促す文章に加え、障害者用駐車スペースの区画幅が広い理由を説明する文章と車いす使用者が区画を利用する場面の写真を載せた。

#### (3) 小・中学生の認識に関する調査

2015年に小学5,6年生116名と中学2年生137名を対象に自記式・無記名式の質問紙調査を行った。

#### (4) 障害者用駐車スペースに関する教育の実践

2014年に、大学生25名を対象に障害者用駐車スペースの設置理由や使用方法に関する教育を行い、教育後の認識の変化を調べた。

### 4. 研究成果

#### (1) 海外の啓発の実施状況

EUの加盟国は障害者用駐車スペースの駐車許可証を資格者に配布しており、この許可証の掲示がない車両が障害者用に停めることを禁じている。アメリカも、同じく駐車許可証を資格者に配布しており、無資格者の駐車に対する罰則規定を設けている。

各国の障害者用駐車スペースの区画内には身障者マークの他に、罰則の説明が掲載されているところがあったが、罰則等の説明文が掲示されていない駐車スペースも少なくなかった。一方、区画の設置理由などを説明する文章や絵・写真を掲載している看板等は



写真1. オランダ



写真2. デンマーク

見あたらなかった。また、罰則等の説明文は文字のポイント数が小さく、利用者の注意を引くための工夫は施されていない。

アメリカに在住する8名の日本人に、障害者用駐車スペースについて、市民はどこからどのような情報を得ているかを尋ねた。その結果、区画内に設置されている看板や、運転免許取得時に使用するドライバーガイド（ハンドブック）に許可証制度や罰則の説明があることが挙げられた。運転免許取得のためのドライバーガイドの内容は各州が定めており、たとえばワシントン州のガイド（日本語版）には「障害者用駐車プラカードまたはナンバープレートを持っており、つけていないと、この区画に駐車できません。必要なプラカードまたはプレートを付けずにこの区画に駐車したり、駐車区画の横にある、身体障害者のために設けられたアクセス通路をさえぎると、罰金250ドルが課せられます」という説明が掲載されている。

8名に、障害者用駐車スペースへの違法駐車や取り締まりの場面を見たことがあるかを尋ねた。違法駐車を実際に見たことのある者はいなかったが、許可証を偽造して使用している車両があると述べた者がいた。また、取り締まりの場面を見たことのある者は3名いた。加えて、レストランの店員が利用客に「障害者用駐車スペースに駐車したプレートナンバーに罰金を科します。速やかに申し出てください」と呼びかけていた場面を見た者がいた。1名は、「アメリカでは罰則があり、取り締まりも厳しいため、障害者用駐車スペースを違法に利用するケースは少ないのであり、この区画の設置理由等を日本人よりも理解しているということではないように思う」と述べた。

#### (2) 国内の各自治体における啓発の取り組み

駐車許可証制度を導入していない自治体において、障害者用駐車スペースに関する啓発を行っているケースを調べた。

埼玉県は、ホームページに「障害者用駐車場の設置・運営に当たって（お願い）」というページを設けている。これは障害者用駐車スペースを設置する事業者に向けたものであるが、その中に「啓発活動」という項目を設け、「障害者用駐車場の不適切利用を防ぐため、係員等の巡回など、利用状況の把握に努め、必要に応じて適正利用の声掛けを行いましょ」と記している。また、埼玉県では障害者用駐車場マナーアップキャンペーンを行っており、千葉県と共同して啓発ポスター2種を作成している。2014年度には、マナーアップキャンペーンとして、上里町役場の障害者用駐車スペースの青色塗装と、浦和レッズのホームゲームでの啓発ブースの展示を行っている。

千葉県では、ホームページに「車椅子利用者用駐車施設（障害者等用駐車区画）」というページを設けている。ここで、障害者用駐車スペースの区画幅が広くとられている理

由などについて解説を行うとともに、啓発チラシやポスターをダウンロードできるようにしている。2014年度には、A2サイズのポスターとA4サイズのチラシを、県内の289箇所に配布している。ポスターは埼玉県と共同で作成した1種と、独自に作成した2種がある。配布先は高校や大学等である。チラシは学生への配布用ではなく掲示用として1枚に2枚ずつ配布したと言う。チラシやポスターで啓発を行うことになった経緯を担当者に尋ねたところ、障害者等から「障害者用駐車スペースに停められない」という苦情があったため、許可証制度の導入などの検討がなされたが、許可証の交付対象者の設定等に課題があったため、啓発に力を入れる形で不正利用問題と向き合っていくことになったということであった。

#### (3) 看板やポスターによる啓発の効果

##### 看板

駐車場A（区画総数50台分、障害者用駐車スペース数3台分）では、啓発看板の設置前に障害者用駐車スペースに停めた車両が2日間で50台（1日目が22台、2日目が28台）であった。このうち、不正利用と判断された車両が27台（1日目が14台、2日目が13台）であった。看板の設置後は、障害者用駐車スペースに停めた車両が2日間で45台（1日目が23台、2日目が22台）であった。このうち、不正利用と判断された車両が15台（1日目が6台、2日目が9台）であった。なお、看板設置後には、障害者用駐車スペースに入庫しかけて止まり、他の区画に移った車両が観察された。看板設置前の2日間において障害者用に停めた車両を不正利用（27台）とそれ以外（23台）に、看板設置後の2日間において障害者用に停めた車両を不正利用（15台）とそれ以外（30台）に分け、看板の設置前後で不正利用が含まれる割合に差があるかを確かめるため、2×2による<sup>2</sup>検定を行った。その結果、5%水準で有意差が認められ（<sup>2</sup>(1)=4.10,  $p<0.05$ ）、看板設置後に不正利用数が減少する傾向が認められた。

駐車場B（区画総数60台分、障害者用駐車スペース数2台分）では、看板の設置前に障害者用駐車スペースに駐車した車両総数は19台であり、このうち不正利用と判断された車両は12台であった。また、看板の設置後に障害者用駐車スペースに停めた車両総数は13台であり、不正利用と判断された車両は6台であった。看板の設置前後で、不正利用数に差はあるかどうかについて<sup>2</sup>検定を行ったところ、有意差は認められなかった（<sup>2</sup>(1)=0.91,  $n.s.$ ）。なお、看板設置後には、通行人が看板を読む姿や、入場した車両が障害者用駐車スペースの前で停止し、その後一般の区画に駐車する様子が確認された。

これらのことから、適正利用のお願いを記した看板、適正利用への感謝を記した看板のいずれも、許可証制度の導入されていない地

域において不正利用を抑制する効果をもつという示唆を得られた。



写真3. 啓発看板

#### ポスター

駐車場C（区画総数 61 台分，障害者用駐車スペース数 2 台分）では、ポスター掲示前に障害者用駐車スペースを不正利用した車両が 21 台（1 日目 8 台，2 日目 13 台）であった。ポスター掲示後の不正利用車両数は 18 台（1 日目 5 台，2 日目 13 台）であった。また、駐車場D（区画総数 67 台分，障害者用駐車スペース数 1 台分）においては、ポスター掲示前の不正利用車両数が 5 台（1 日目 2 台，2 日目 3 台）、ポスター掲示後の不正利用車両数は 4 台（1 日目 2 台，2 日目 2 台）であった。

駐車場C、Dのいずれにおいても、不正利用車両数に大きな変化は見られなかった。駐車CやDは、駐車場A、Bと比べると啓発を行う前から不正利用数は少ない傾向にあり、この違いが結果に影響した可能性はある。一方で、ポスターは看板とは異なり、障害者用駐車スペースから離れた場所に掲示された。そのため、ポスターの存在に気づかなかった者は、看板以上に多かったと推察される。このことが結果に影響した可能性も否定できない。

#### (4)小・中学生の認識

障害者用駐車スペースの写真を示し、「障害者用駐車スペースと普通の駐車スペースは何が違うと思うか」について選択式で尋ねたところ、「障害者用駐車スペースの方が、建物に近いところにある」が最も多く（小学5，6年生が81%，中学2年生が93%）。「障害者用駐車スペースの方が、区画幅が広い」（小学生72%，中学生64%）。「障害者用駐車スペースから近くの建物までの経路はバリアフリーになっている」（小学生48%，中学生34%）が次いだ。また、その他の違いを自由記述式で尋ねたところ、小学生24名、中学生31名より回答を得た。多かった回答は「障害者用にはマークがついている」（小学生9名、中学生5名）。「障害者用には他と違う色が使われている」（小学生4名、中学生12名）であった。また、「一般車両は止められない」と記述した者がいた（小学生4名、中学生3名）。

小学生や中学生は普段から駐車場に意識を向ける機会も、障害者用駐車スペースの利用の仕方について教育を受ける機会も少ないと推測される。しかし、6割を超える子どもが障害者用駐車スペースの区画幅は一般の区画より広いと認識していた。また、それ以上に建物の近くに設置されている区画であるととらえていることがうかがえた。

#### (5)教育の実践

教育の内容は、障害者用駐車スペースとはどのような区画か、不正利用の現状、障害者用駐車スペースの区画幅が広い理由、区画を空けておく必要性であった。

受講者の中に、この5年間に障害者用駐車スペースに停めた経験のある者はいなかった。また、これまでに障害者用駐車スペースに不正に車を停めてはいけないと教わった経験のある者は52%、教わったことのない者は20%、覚えていない者が28%であった。さらに、障害者用駐車スペースしか利用できない人がいることを知っていたかを尋ねたところ、知っていたが56%、知らなかったが40%、その他が4%であった。

教育後に、障害者用駐車スペースに停めてはいえないという意識がどの程度高まったかを尋ねたところ、全員が「とても高まった」と回答した。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

西館有沙，障害者用駐車スペースの不正利用を抑制する啓発看板の効果，日本交通心理学研究，査読有，投稿中，2016年．

〔学会発表〕(計3件)

西館有沙，啓発看板の設置前後における障害者用駐車スペースの利用状況の変化，日本交通心理学会第79回大会，2014年．

西館有沙，障害者用駐車スペースの啓発看板は不正利用を抑制するか，日本心理学会第78回大会，2014年．

西館有沙，障害者用駐車スペースの不正利用は駐車場の混雑に影響を受けているのか，日本特殊教育学会第52回大会，2014年．

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

西館有沙 (NISHIDATE, Arisa)

富山大学・人間発達科学部・准教授

研究者番号：20447650